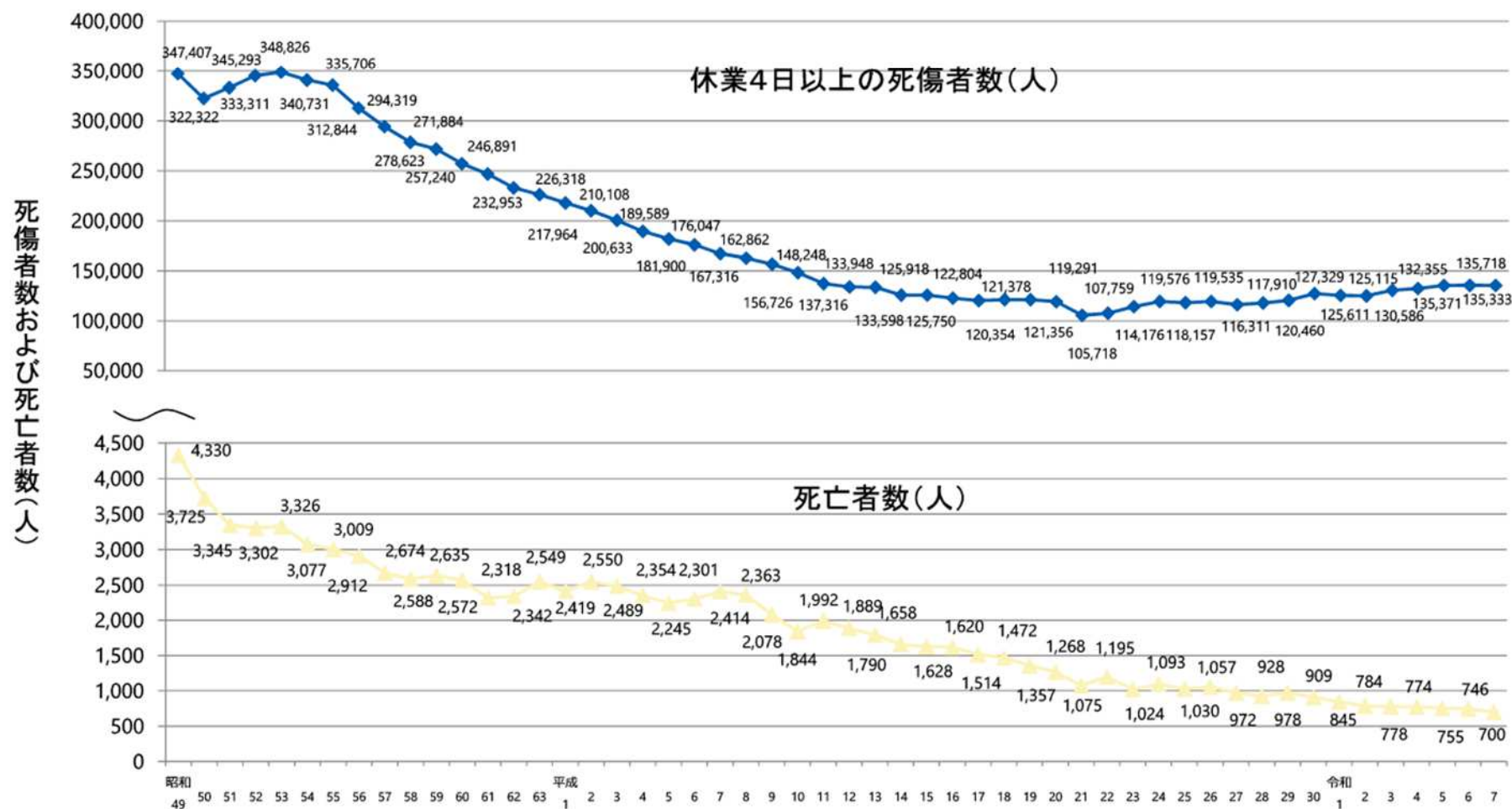


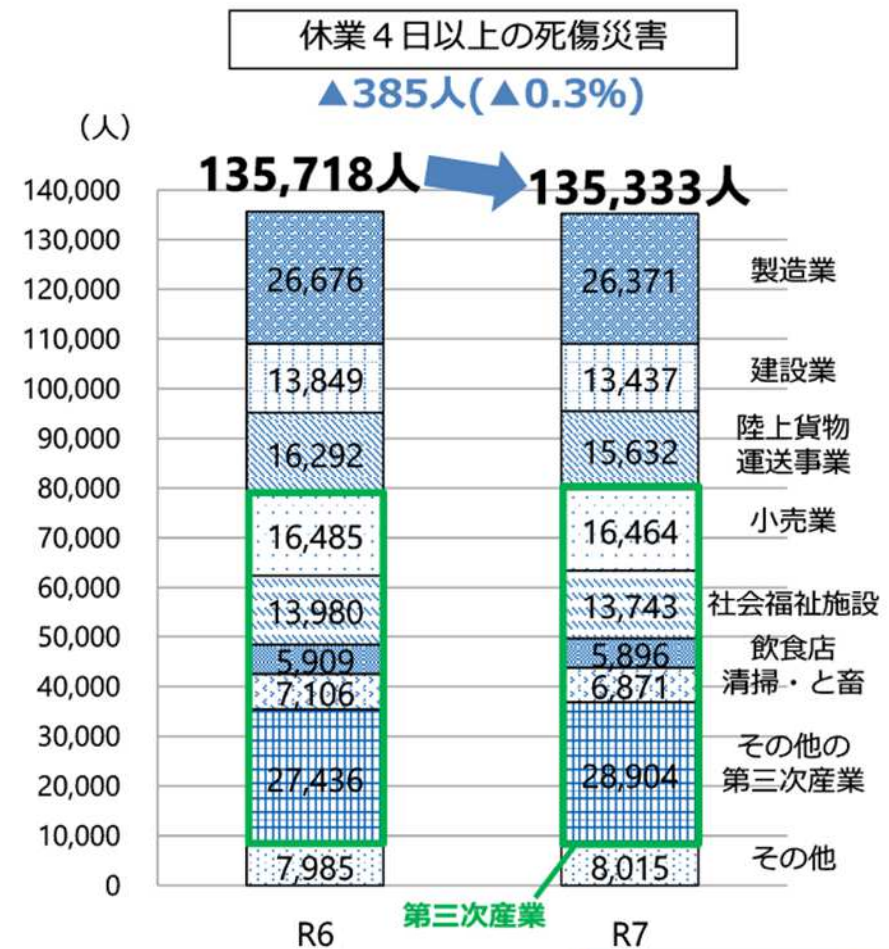
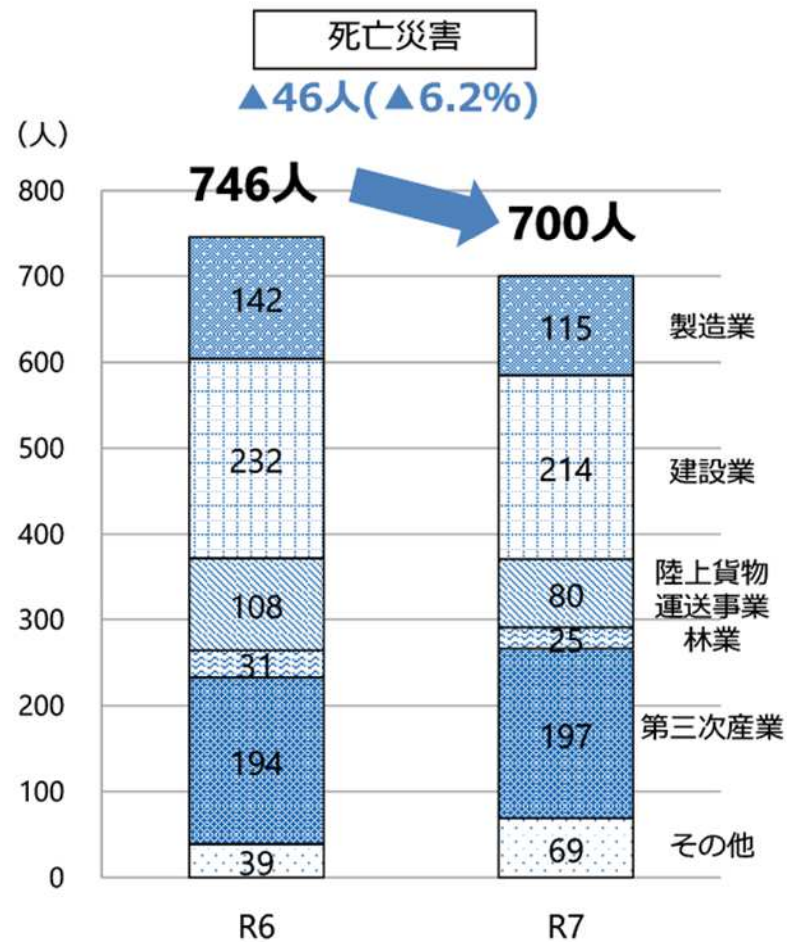
労働災害防止について

労働災害による死亡者数、休業4日以上の死傷者数の長期的な推移



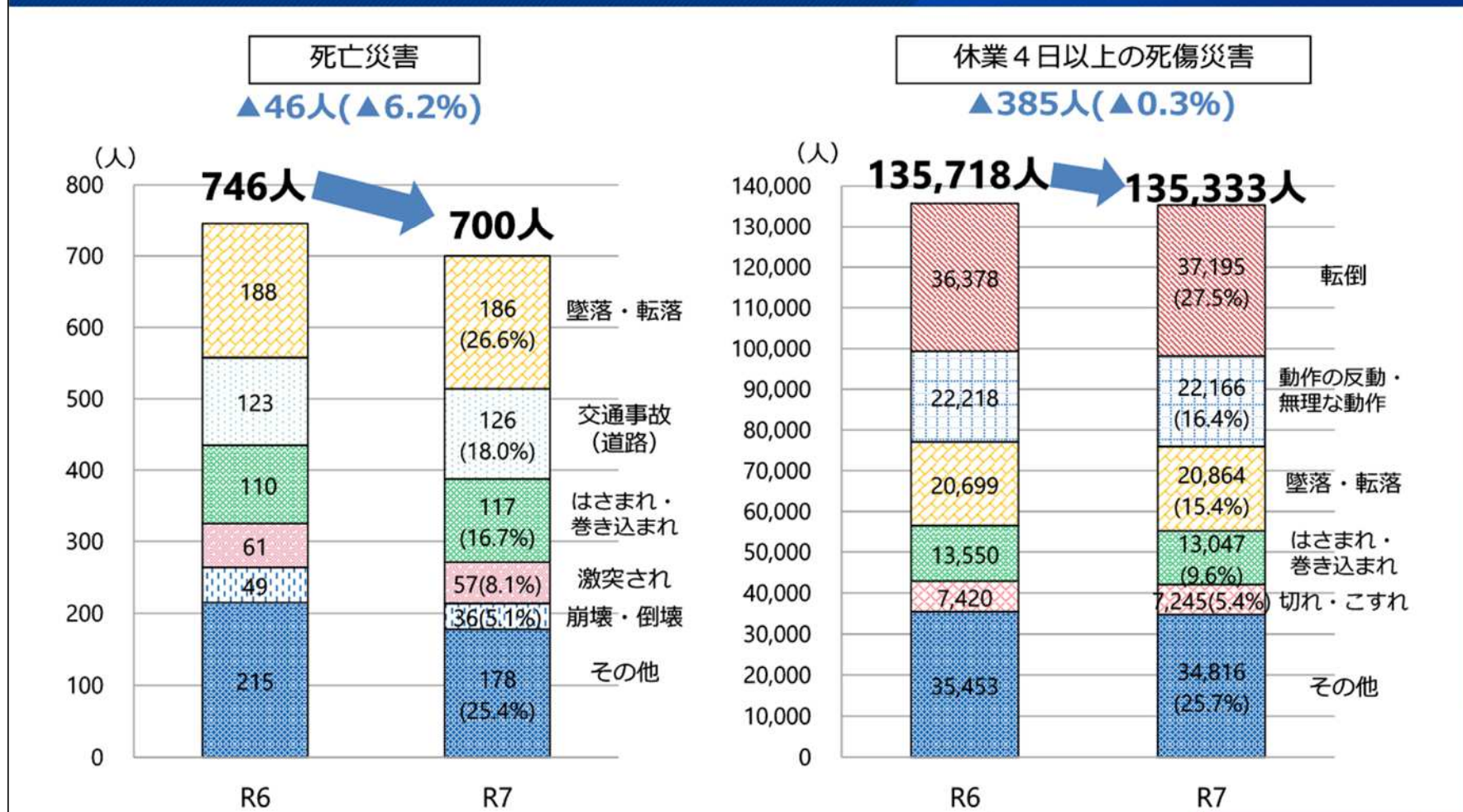
全国の労働災害発生状況

業種別労働災害発生状況（死亡者数、休業4日以上の死傷者数）R6/R7比較

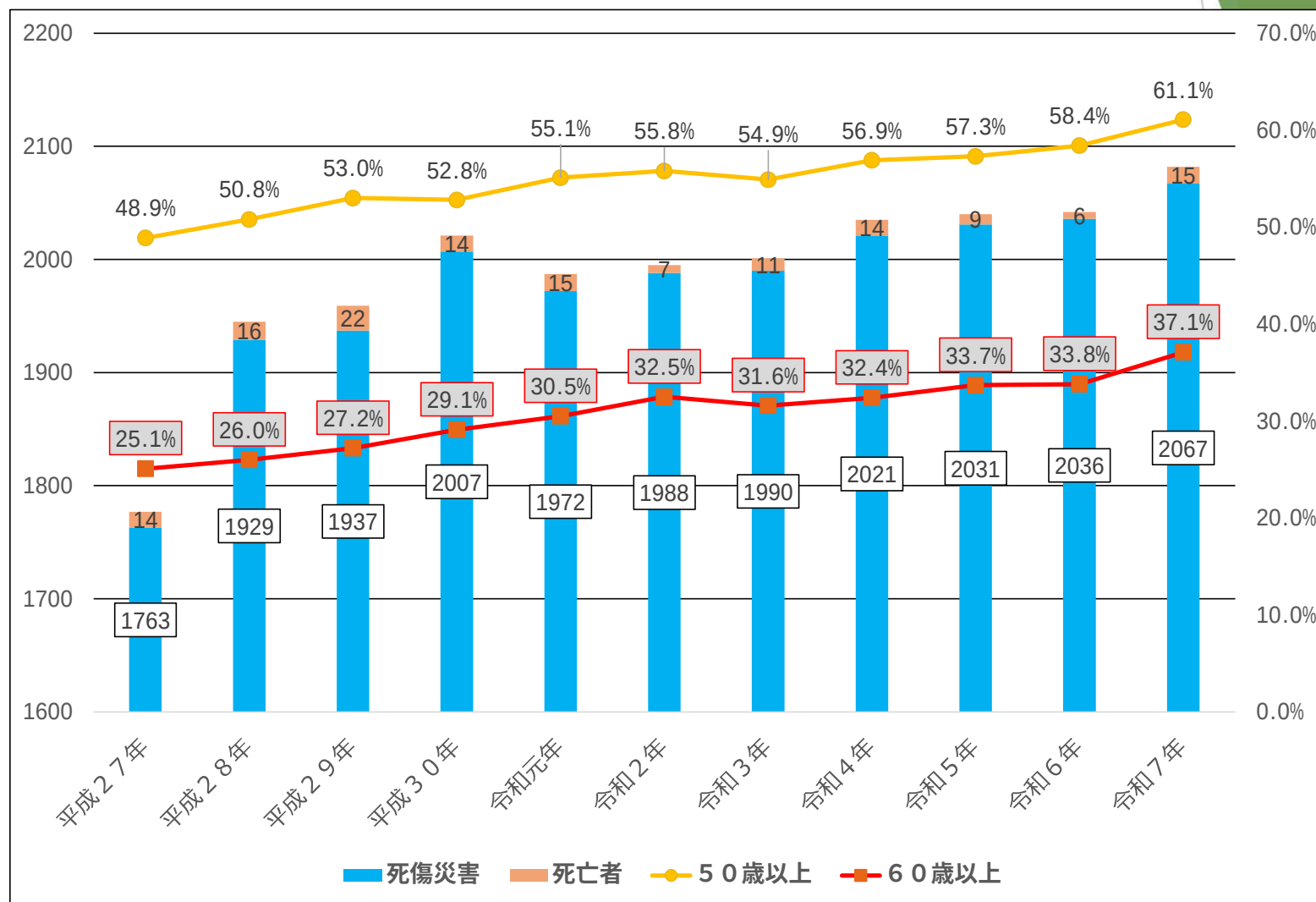


全国の労働災害発生状況

事故の型別労働災害発生状況（死亡者数、死傷者数）R6/R7比較



熊本県内の労働災害発生状況



令和7年熊本局管内 死亡災害発生状況

1	土木工事業	激突され	整理・運搬・積み込み用機械	工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグショベルに激突されたもの。
2	林業	激突され	立木等	事業主が伐木した伐倒木が被災者の頭部に激突したもの。被災者は伐倒木の倒れた先で別の伐倒木の枝打ち作業に従事していた。
3	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は10トントラックで配送業務を行っていた。当事業場の県外のA営業所で荷物の積み替えを行い、当営業所で仮眠をとった後、熊本へ帰社していたところ、被災者が運転するトラックの前方を走っていた10トントラック(2台目)が、その先を走っていた1台目のトレーラーに衝突した。その直後に被災者が運転するトラックが、追突によって停車した2台目のトラックに衝突して被災し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
4	その他の建設業	2メートル未満からの墜落・転落	掘削用機械	くり畑で、横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横たわっているところを近所の住民が発見し、病院へ救急搬送されたもの。意識不明が続いていたが、3月に入って容体が急変し死亡したもの。
5	土木工事業	崩壊、倒壊	建築物、構築物	被災者は他の作業員と一緒にコンクリート擁壁の型枠材を取り外す作業を行っていた。2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒れてきて、下敷きになったもの。

6	土木工事業	崩壊、倒壊	地山、岩石	造成工事において掘削作業中、深さ3～4メートルの掘削箇所に進入したところ、片側切面の土砂が崩落し、2名が被災した。そのうち1名が生き埋めとなり死亡したもの。
7	農業	その他の転倒	その他の一般動力機械	被災者は一人でネギの苗の籠等の片付け作業を行っていたところ、農業用トラクターが横転し下敷きとなったもの。
8	道路貨物運送業	その他	起因物なし	長時間労働による脳心臓疾患により死亡したもの。
9	小売業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は事業場のバイクを運転して新聞配達中、住宅地のブロック塀に衝突したもの。
10	その他の建設業	2メートル以上からの墜落・転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	工場の空調設備工事のため入場していた被災者は、工場天井裏での保温作業を行っていた。休憩のため外に出ようと天井裏を歩いていたところ、誤って人通口を通り抜けてしまい、人通口先のケイカル板に足を踏み抜き、3.6メートル下の工場廊下に墜落したもの。

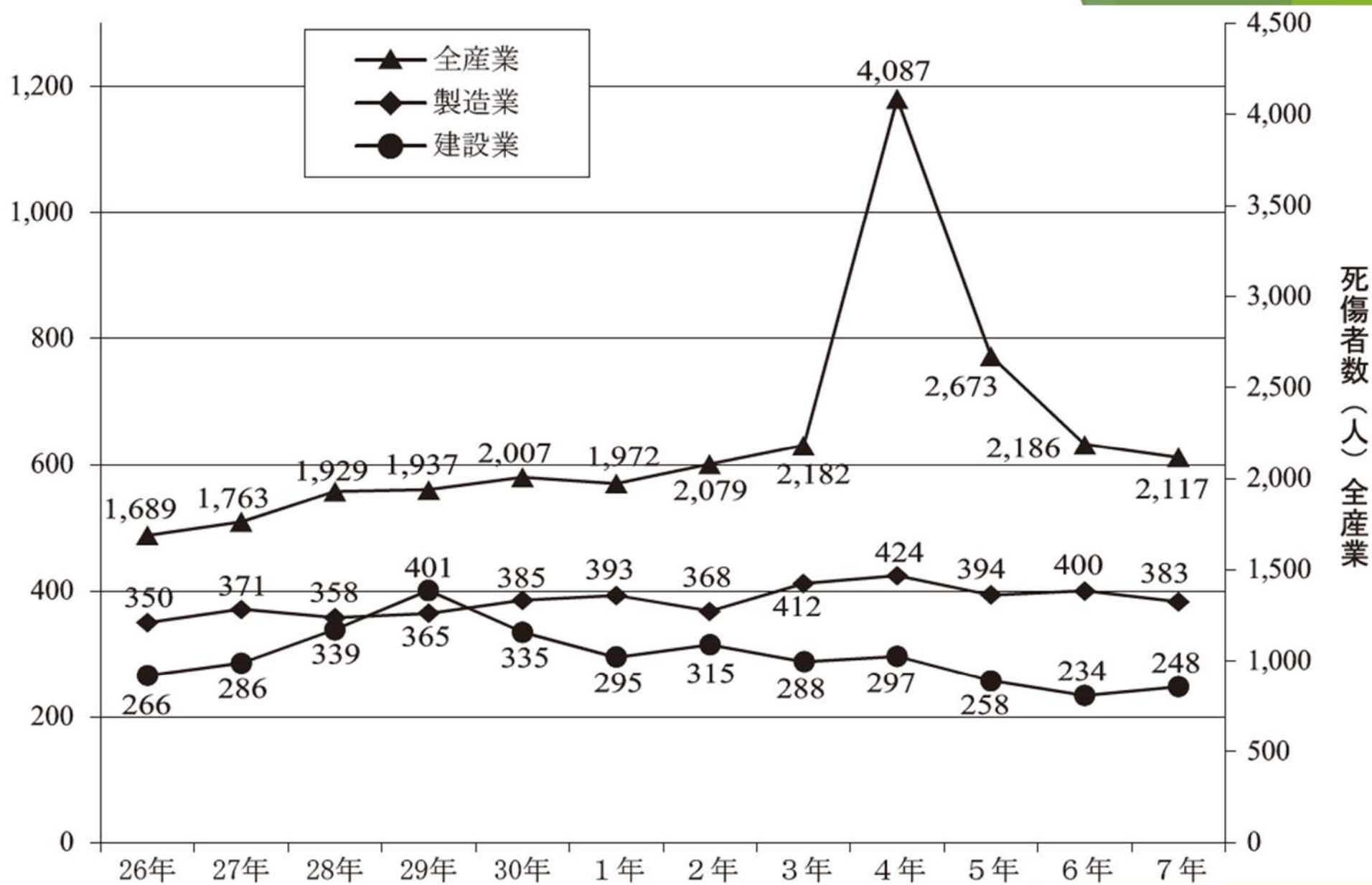
11	土木工事業	飛来、落下	立木等	道路維持事務委託工事において、労働者Aがチェーンソーを用いて立木の枝(長さ8.25メートル、直径13センチメートル)払いを行っていたところ、切り落とした枝が交通誘導をしていた被災者に向かって倒れ、避けようとした被災者が転倒し、後頭部を強打したもの。
12	保健衛生業	おぼれ	建築物、構築物	被災者は敷地内に設けているグリストラップ(厨房に設置する「油脂分離阻集器」)内に溜まったゴミを取り除く作業を行っていたが、終業時刻になっても戻ってこないため、他の労働者が被災者の様子を見に行ったところ、グリストラップの開口部分に頭から入った状態で発見され、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
13	清掃・と畜業	交通事故(道路)	トラック	資源ごみを回収し、資源ごみを積んだ4トントラックで走行中、トラックが道路脇の法面に乗り上げ、法面横にあった電柱に衝突し、助手席に乗っていた被災者が頭部を強打し死亡したもの。運転手も右足切断の怪我をした。
14	その他の建設業	2メートル以上からの墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は高さ約3.5メートルのスレート葺きの屋根上でスレート板の撤去作業を行っていたところ、スレートを踏み抜いて墜落し、地面に胸部を強打したもの。
15	土木工事業	はさまれ・巻き込まれ	その他の動力運搬機	重機運搬機の整備作業を行っていたところ、車底部のシャフトに右腕を巻き込まれたもの。

1. 熊本県における労働災害の状況

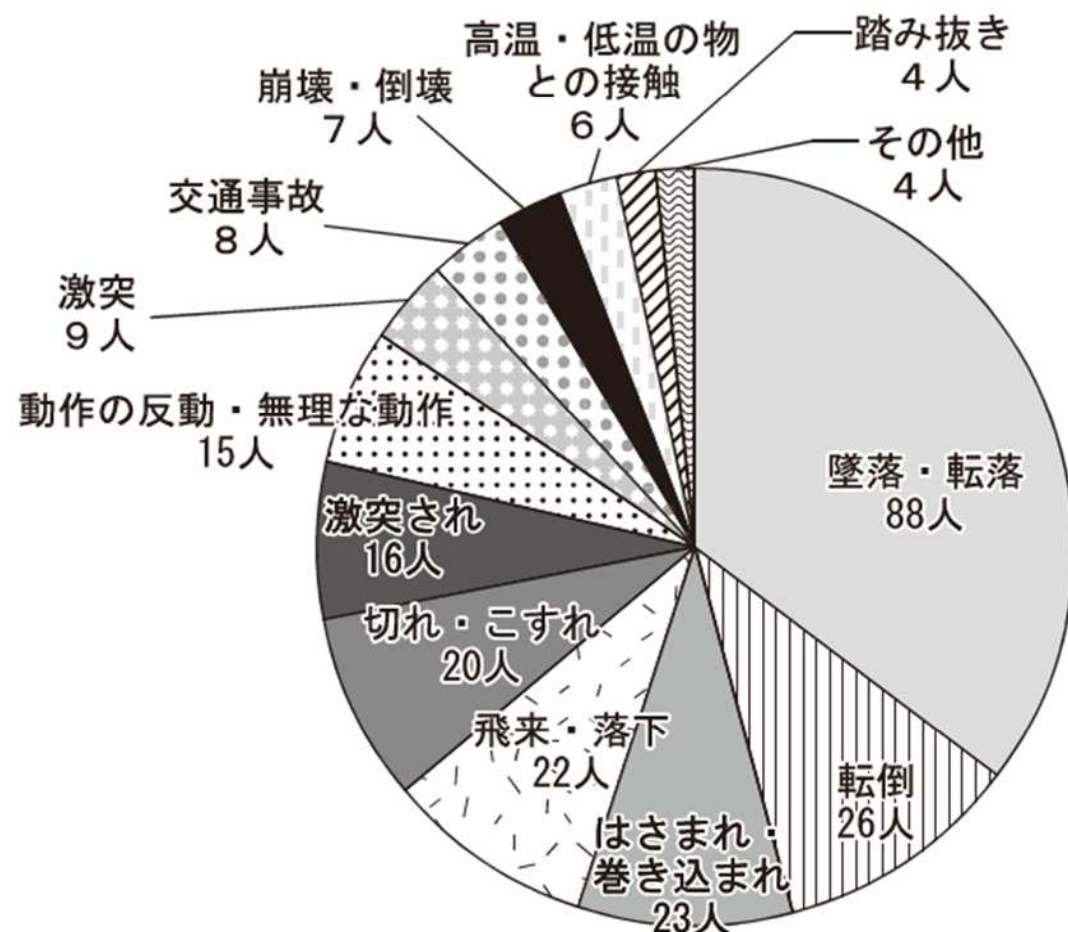
(1) 業種別年別労働災害発生状況

業 種	令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年			令和 6 年			令和 7 年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業小計	0	412	412	0	424	424	1	393	394	1	399	400	0	383	383
02 鉱業小計	0	3	3	0	7	7	0	1	1	0	6	6	0	8	8
01 水 力 発 電 所	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
02 トンネル建設工事	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03 地下鉄建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
04 軌道建設工事	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
05 橋梁建設工事	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	2	2
06 道路建設工事	0	20	20	0	21	21	0	19	19	1	20	21	1	20	21
07 河川土木工事	1	6	7	0	9	9	0	5	5	0	8	8	1	11	12
08 砂防工事業	0	1	1	1	5	6	0	2	2	0	1	1	0	1	1
09 土地整理土木	0	6	6	0	5	5	0	9	9	0	6	6	1	5	6
10 上 下 水 道	0	1	1	1	1	2	0	1	1	0	5	5	0	1	1
11 港 湾 海 岸	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1
99 そ の 他 土 木	1	38	39	1	42	43	1	41	42	0	31	31	2	27	29
01 土 木 工 事	2	77	79	3	89	92	1	80	81	2	72	74	5	68	73
01 鉄骨・鉄筋家屋	0	48	48	0	35	35	0	39	39	0	26	26	0	29	29
02 木造家屋建築	0	45	45	0	46	46	0	32	32	0	33	33	0	36	36
03 建築設備工事	0	16	16	0	12	12	1	17	18	0	20	20	0	13	13
09 その他の建築工事	0	49	49	0	40	40	0	39	39	0	26	26	0	27	27
02 建 築 工 事	0	158	158	0	133	133	1	127	128	0	105	105	0	105	105
01 電気通信工事	0	7	7	1	8	9	0	4	4	0	5	5	0	16	16
02 機械器具設置	1	5	6	0	2	2	0	5	5	0	5	5	0	11	11
09 その他の建設	0	38	38	0	61	61	1	39	40	0	45	45	3	40	43
03 そ の 他 の 建 設	1	50	51	1	71	72	1	48	49	0	55	55	3	67	70
03 建設業小計	3	285	288	4	293	297	3	255	258	2	232	234	8	240	248

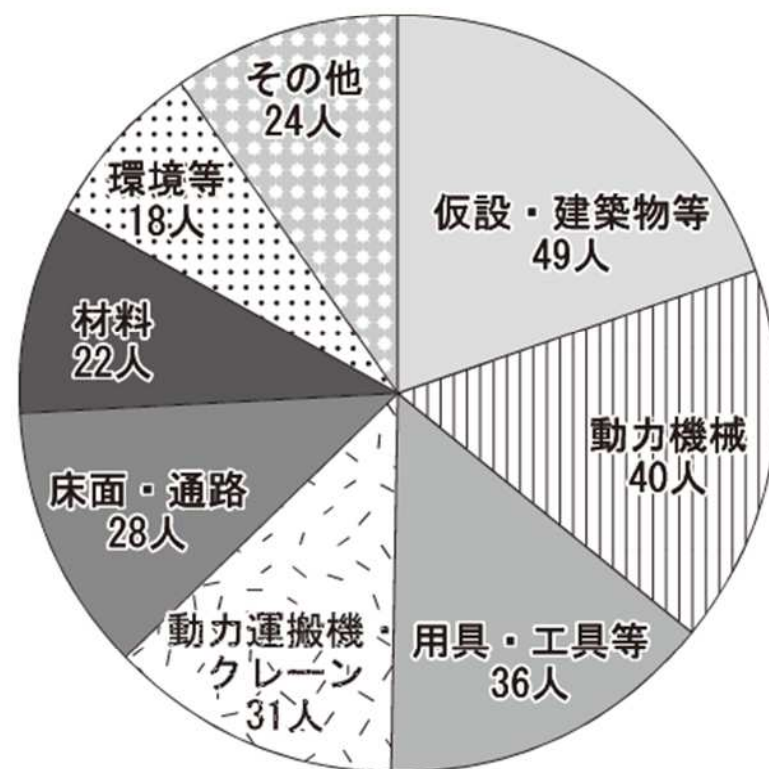
死傷者数（人）製造業、建設業



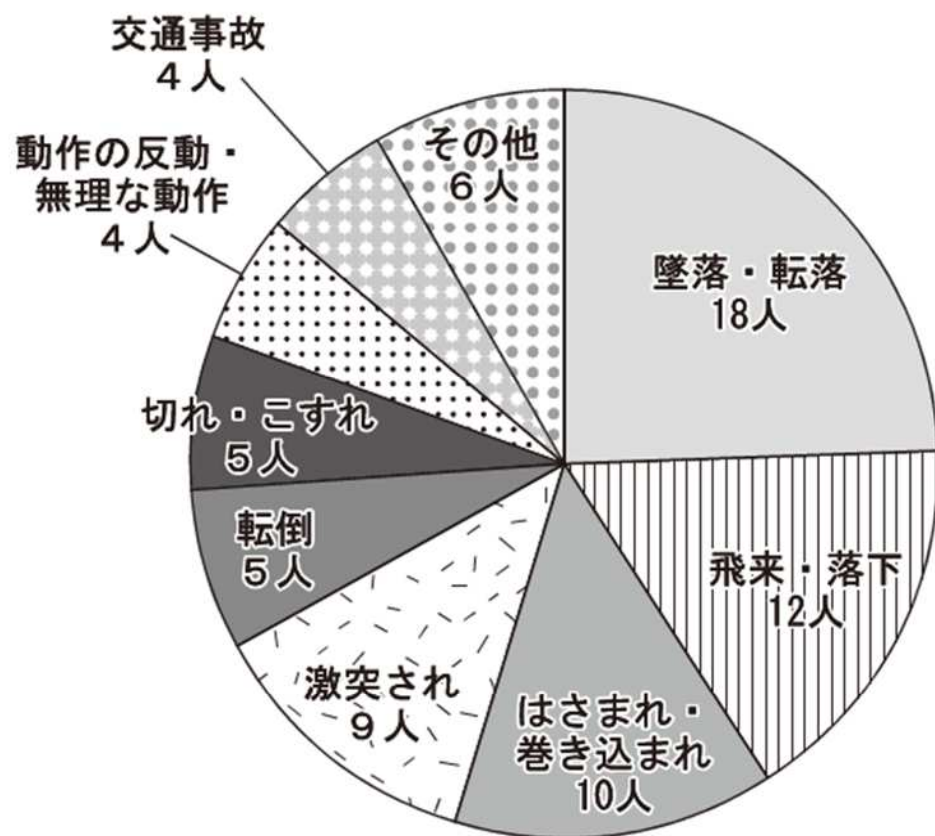
(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）



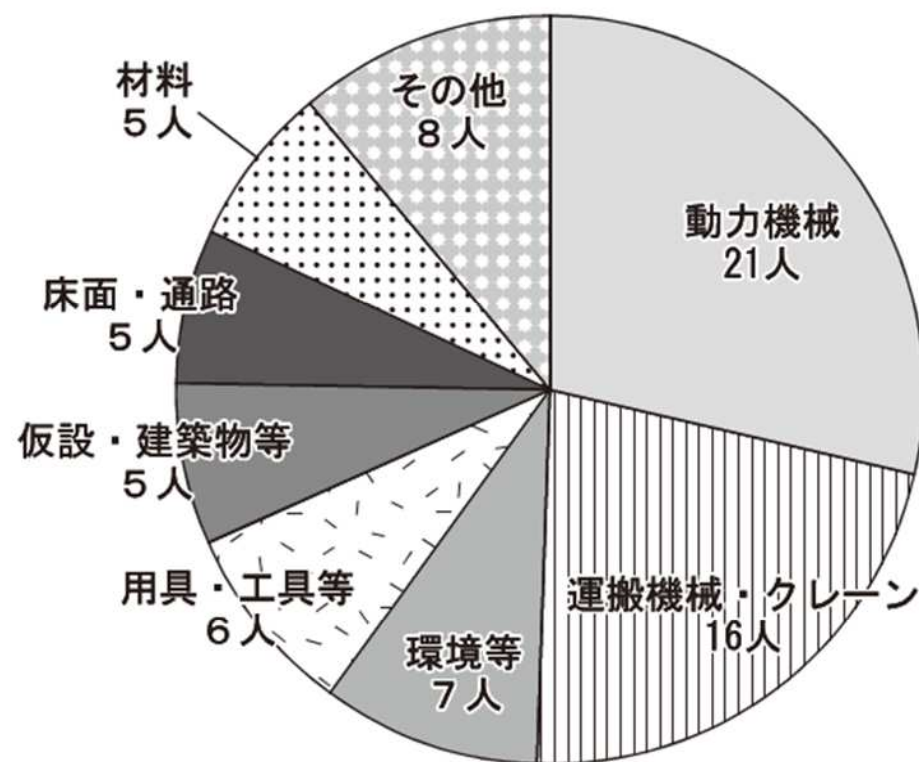
(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）



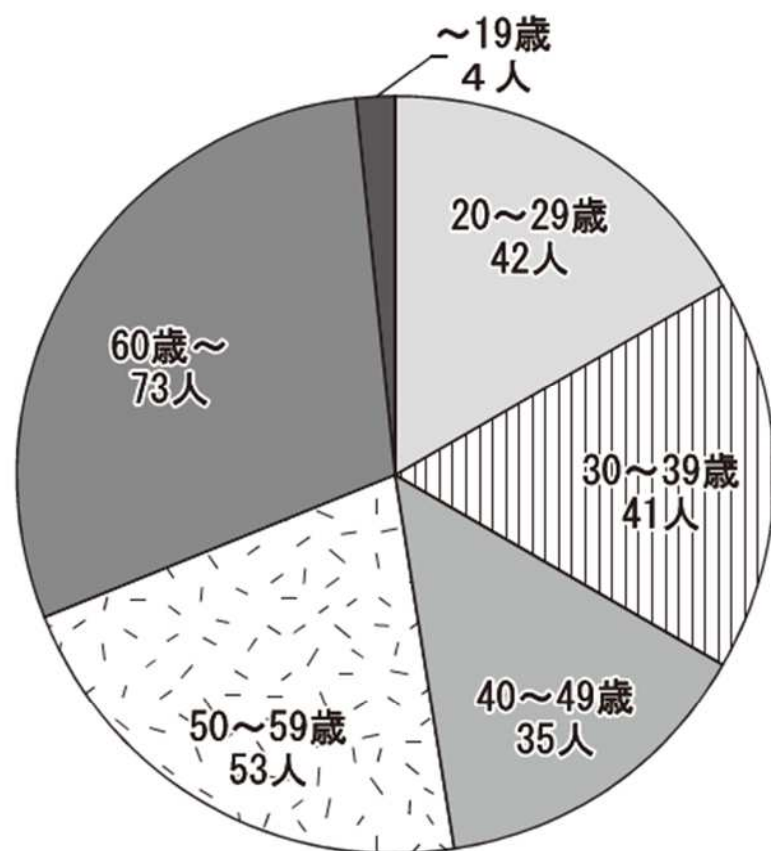
(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）



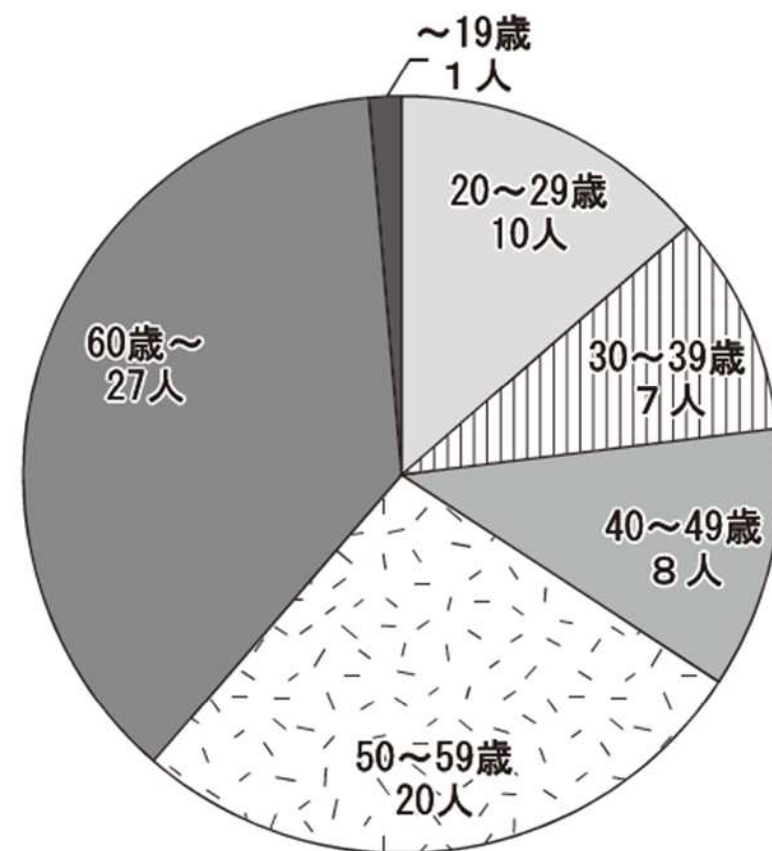
(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）



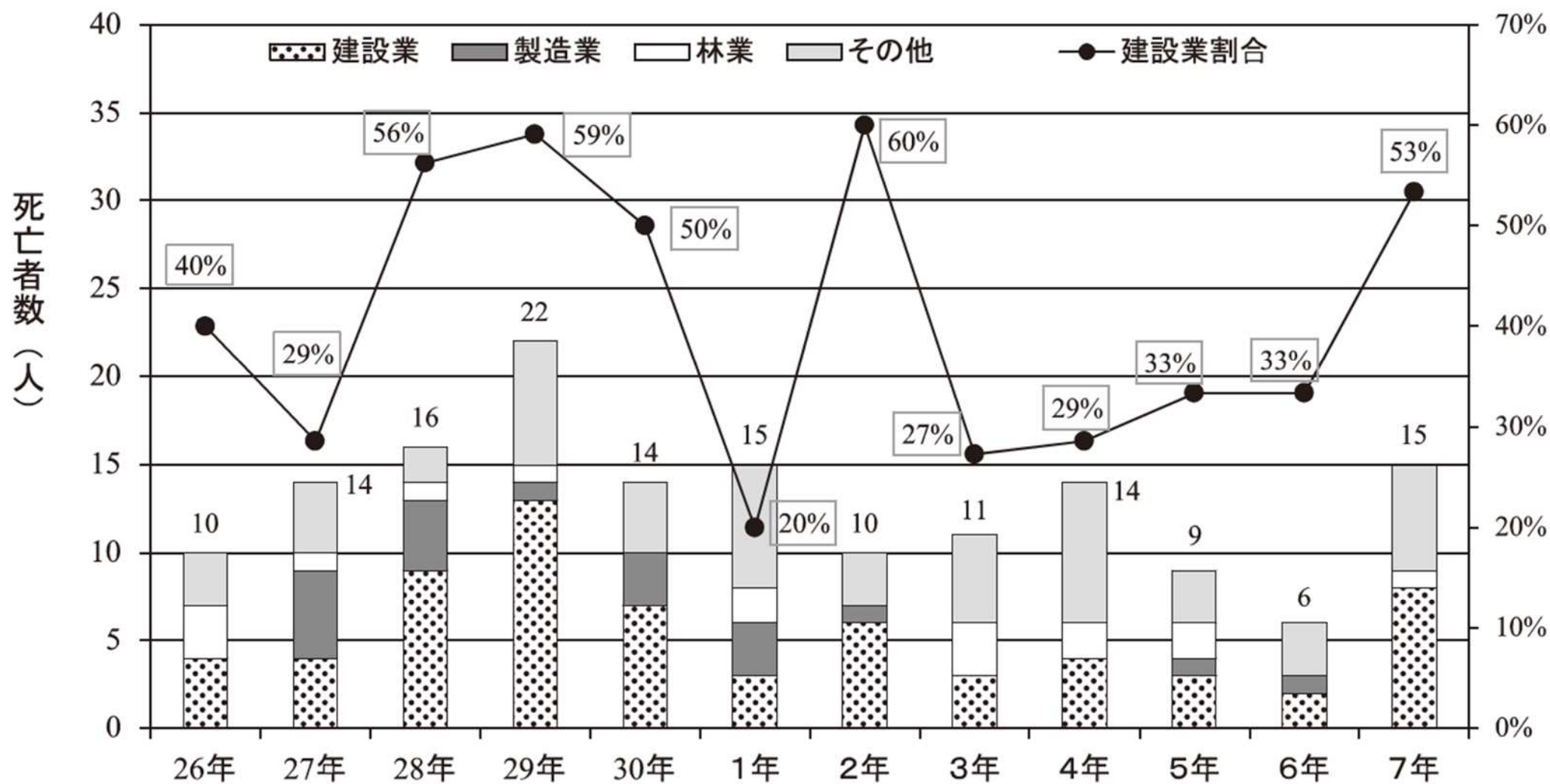
(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）



(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）



(13) 死亡者数の推移（全産業、建設業、製造業、林業）



3. 災害事例

(1) 土砂崩壊（死亡）

発生状況

ドラグ・ショベルで掘削された溝（深さ3.5メートル、掘削面のこう配90度）の床面に降りて、土止め用の矢板を打ち込むためバールで腹起しの調整の作業を行っていたところ、背面の土砂が崩壊し腰付近まで土砂に埋まった。

発生原因

- ① 掘削溝に、土止めの設置、安全こう配による施工、土砂除去等といった、土砂の崩壊による危険防止の措置（以下「土止めの設置等」という。）を講じていなかったこと。
- ② 作業箇所及びその周辺の点検を行っていなかったこと。
- ③ 土砂崩壊の危険性の認識や安全対策に係る教育が不十分だったこと。

防止対策

- ① 事前に掘削箇所の調査を行い、調査結果を踏まえ適応する作業方法、手順を定め、その定めにより作業を行うこと。なお、土砂の崩壊による危険がある場合は、土止めの設置等（「軽量鋼矢板工法」や「建込み簡易土止め工法」などの土止め先行工法が望ましい。）の措置を講じること。
- ② 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺を点検させ、その結果を踏まえ、必要に応じて作業方法の変更（土止めの設置等を含む。）や立ち入り禁止等の措置を講じること。
- ③ 事業者は安全確保のための指導、援助を行うとともに、リスクアセスメント、KYT（危険予知訓練）等の安全活動に取り組み、作業者の危険感受性を高めること。

崩壊した土砂



(2) 後進したドラグ・ショベルに轢かれ（死亡）

発生状況

河川改修工事現場において、ドラグ・ショベルを使用して整地・掘削作業等を行っていた区域内で、ドラグ・ショベルを後進させた時、単独で測量作業を行っていた被災者を轢いた。

発生原因

- ① ドラグ・ショベルの走行範囲への立入禁止措置や誘導者の配置を行わなかったこと。
- ② ドラグ・ショベル使用時の作業計画や社内マニュアルを定め、危険予知活動、リスクアセスメント等の安全活動を行っていたが、これらの安全活動が形骸化し安全作業が履行されていなかったこと。
- ③ 定期健康診断の結果70代の被災者は聴力が衰えていることを把握していたが、当該所見に係る医師の意見聴取を行わず、適正な配置等の配慮を行っていなかったこと。

防止対策

- ① 運転中のドラグ・ショベルに接触することにより危険が生じる箇所に作業者が立ち入らないように、立入禁止措置、誘導者の配置等の作業計画を順守すること。また、ドラグ・ショベルに自動減速・停止機能や監視・警告機能（複数カメラ）等の安全装置を装備することが望ましい。
- ② 健康診断及び医師の意見聴取等の法定の事項を実施するほか、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むこと。

災害発生現場



(3) 引込線に接触し感電（死亡）

発生状況

個人宅の軒修繕工事（大工、板金作業）において、被災者が方杖の取り付け作業を行った後足場を移動していたところ、足場上を横切っていた100ボルトの引込線（絶縁被覆が損傷した箇所）に首（後頸部）が接触し感電した。

発生原因

- ① 足場上に絶縁被覆が損傷した引込線があり、労働者が作業中または通行の際に、身体等が接触し感電するおそれがあったこと。また、その引込線に防護管を装着する等の感電防止対策を講じていなかったこと。
- ② 真夏の屋外での作業であったため、作業時は多量の発汗があり、電気抵抗が低くなり電気が流れやすい状況であったと推測されること。
- ③ 低電圧の引込線であるため、感電のリスクを過小評価したこと。

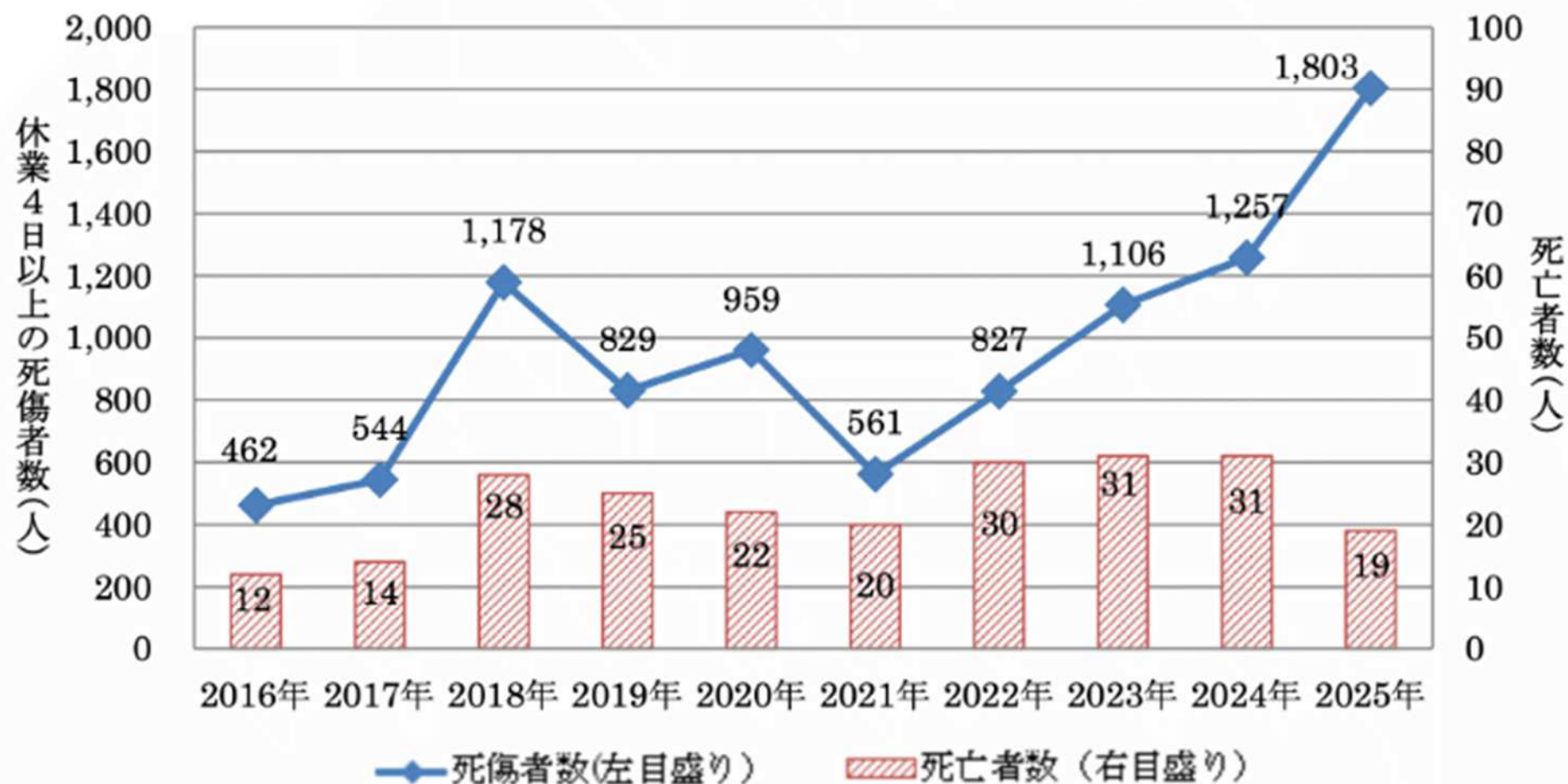
防止対策

- ① 架空電線（引込線を含む）に近接する場所で作業を行う場合は、絶縁防護具の装着、電路の移設、囲い等の適切な感電防止対策を講じること。
- ② 作業環境に応じて、適切にリスクを見積もることができるよう教育を行うこと。



被災者が接触した引込線

職場における熱中症による死傷者数の推移



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2021～2025年）

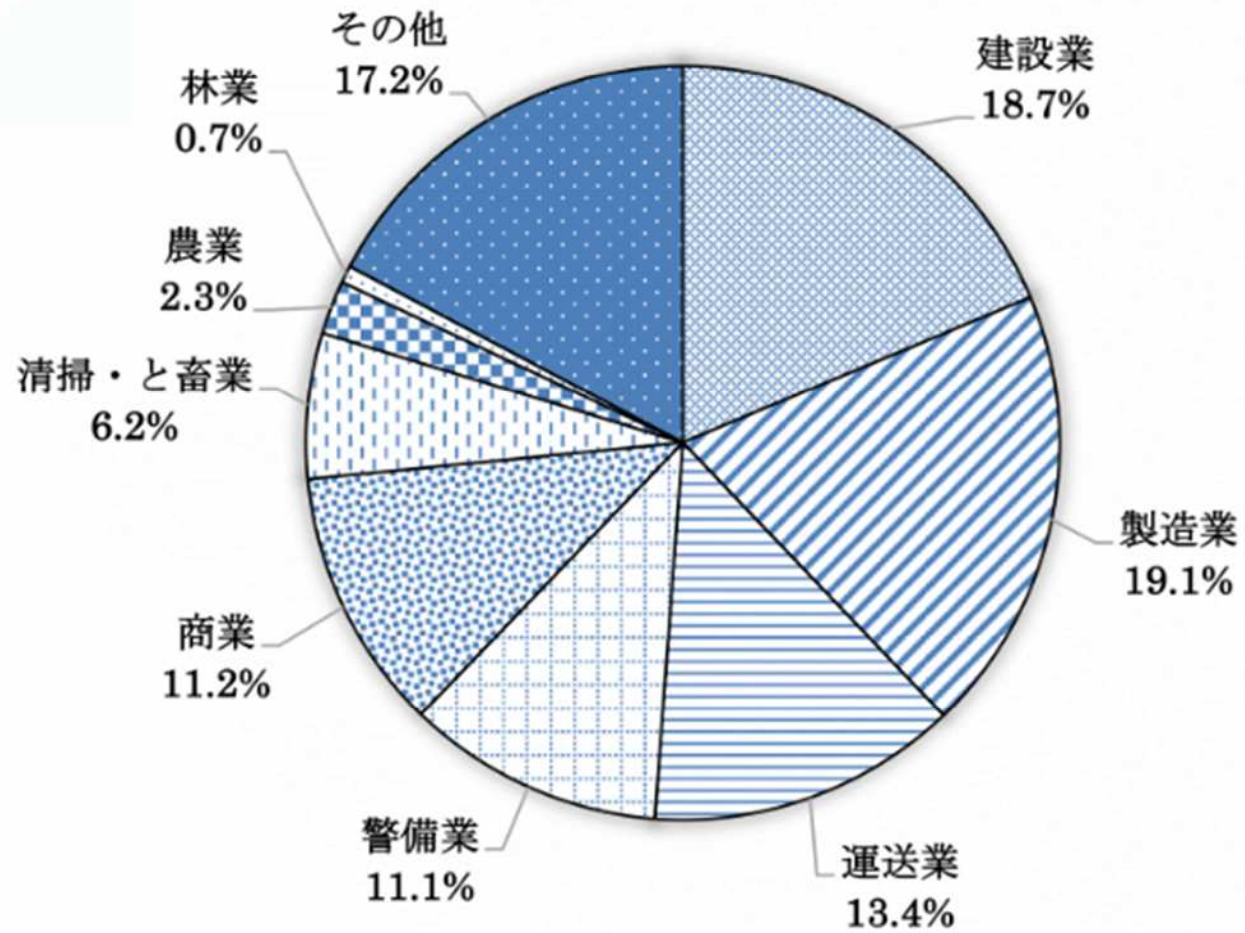
（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2021年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024年	228 (10)	235 (5)	186 (3)	142 (2)	116 (2)	76 (2)	32 (1)	10 (0)	232 (6)	1,257 (31)
2025年	292 (5)	365 (2)	220 (1)	199 (3)	237 (2)	121 (1)	34 (2)	9 (0)	326 (3)	1,803 (19)
計	1,083 (52)	1,063 (15)	742 (7)	614 (18)	623 (12)	347 (5)	128 (11)	41 (0)	958 (11)	5,554 (131)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

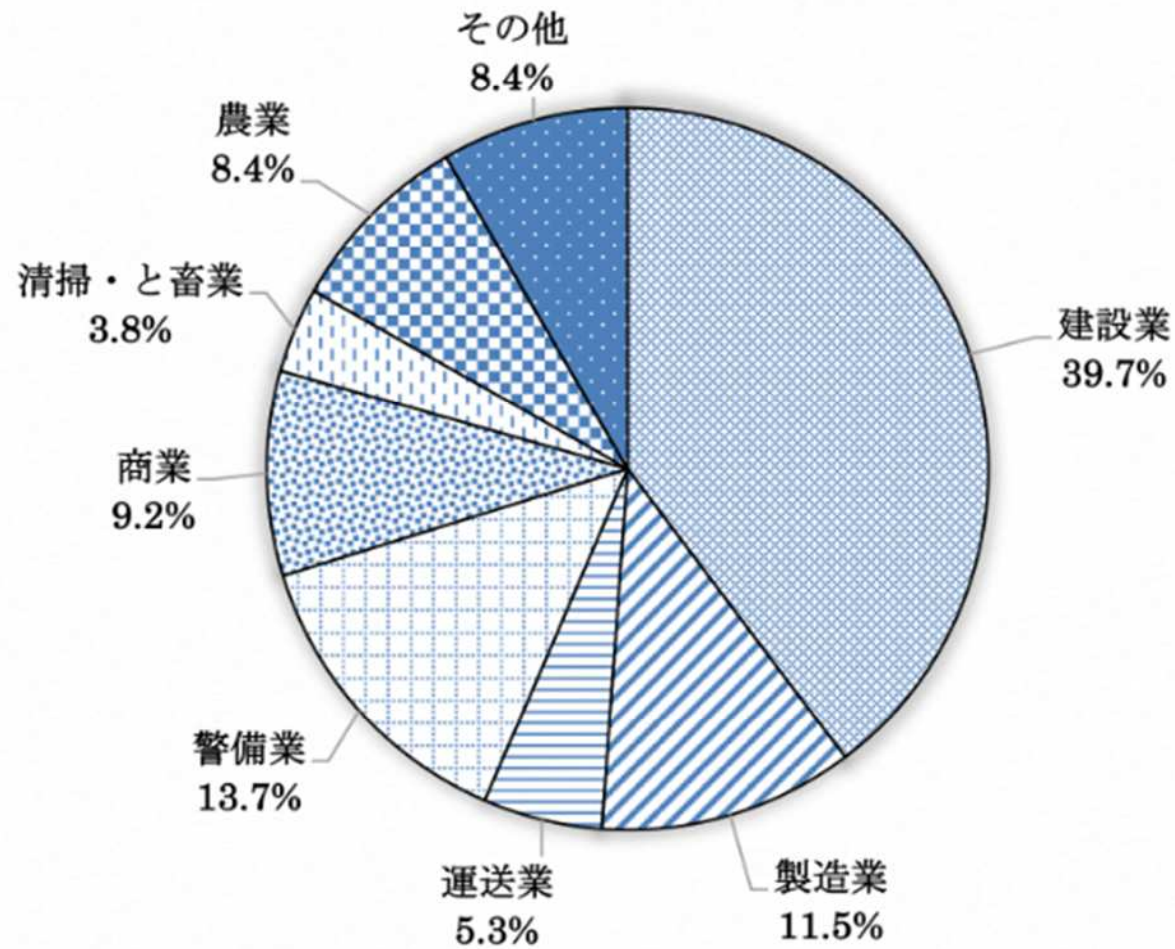
出典：職場における熱中症予防 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による業種別死傷者数の割合（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による業種別死亡者数の割合（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による死傷者数の月別の状況（2021～2025年）

（人）

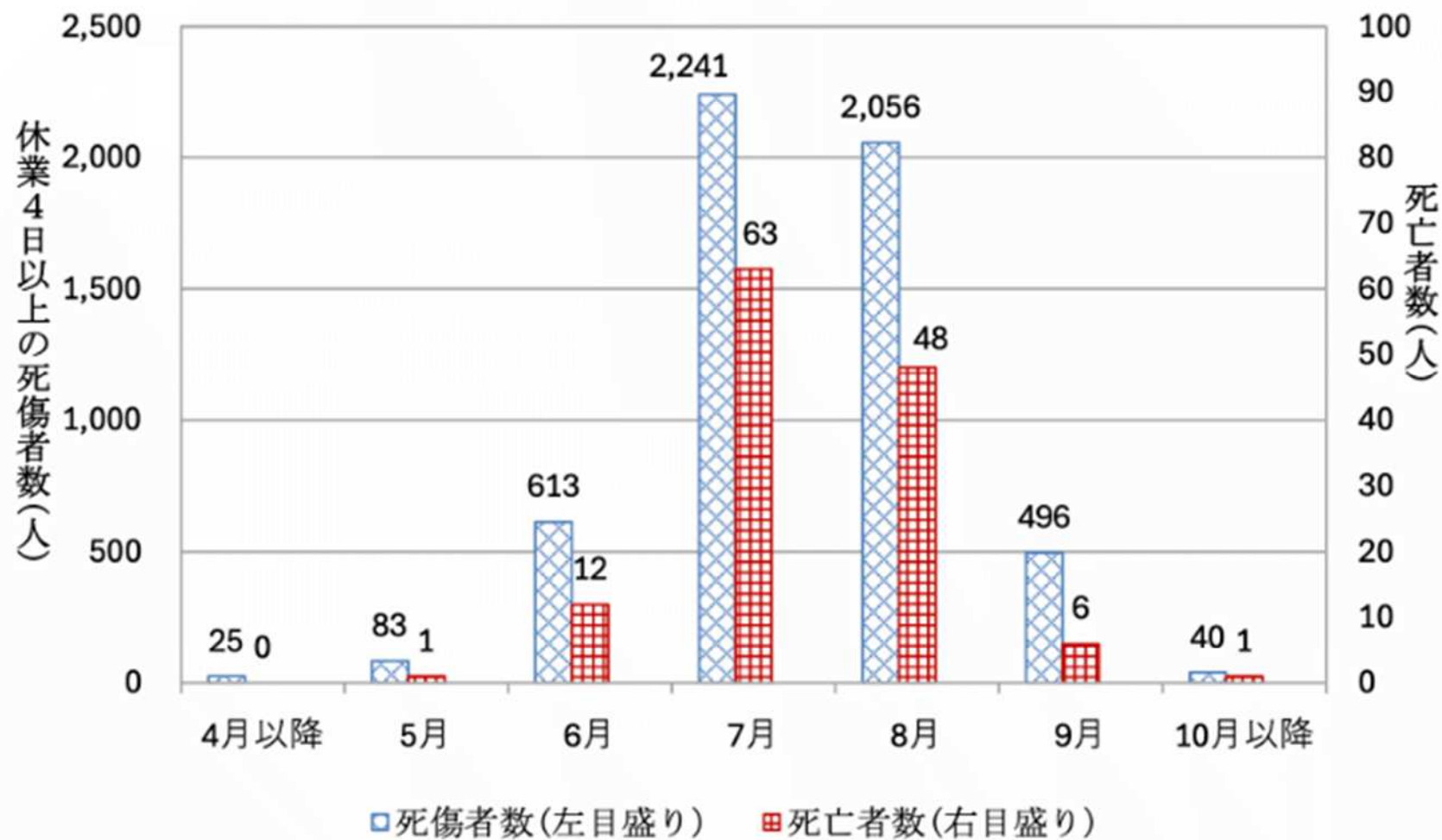
	4月 以前	5月	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
2021年	4 (0)	7 (1)	41 (0)	213 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	561 (20)
2022年	2 (0)	14 (0)	184 (10)	291 (9)	280 (10)	46 (1)	10 (0)	827 (30)
2023年	5 (0)	21 (0)	63 (1)	431 (18)	493 (10)	86 (2)	7 (0)	1,106 (31)
2024年	3 (0)	18 (0)	57 (0)	588 (17)	431 (13)	156 (0)	4 (1)	1,257 (31)
2025年	11 (0)	23 (0)	268 (1)	718 (12)	583 (3)	188 (3)	12 (0)	1,803 (19)
計	25 (0)	83 (1)	613 (12)	2,241 (63)	2,056 (48)	496 (6)	40 (1)	5,554 (131)

※4月以前は1月から4月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による月別死傷者数（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（2021～2025年）

（人）

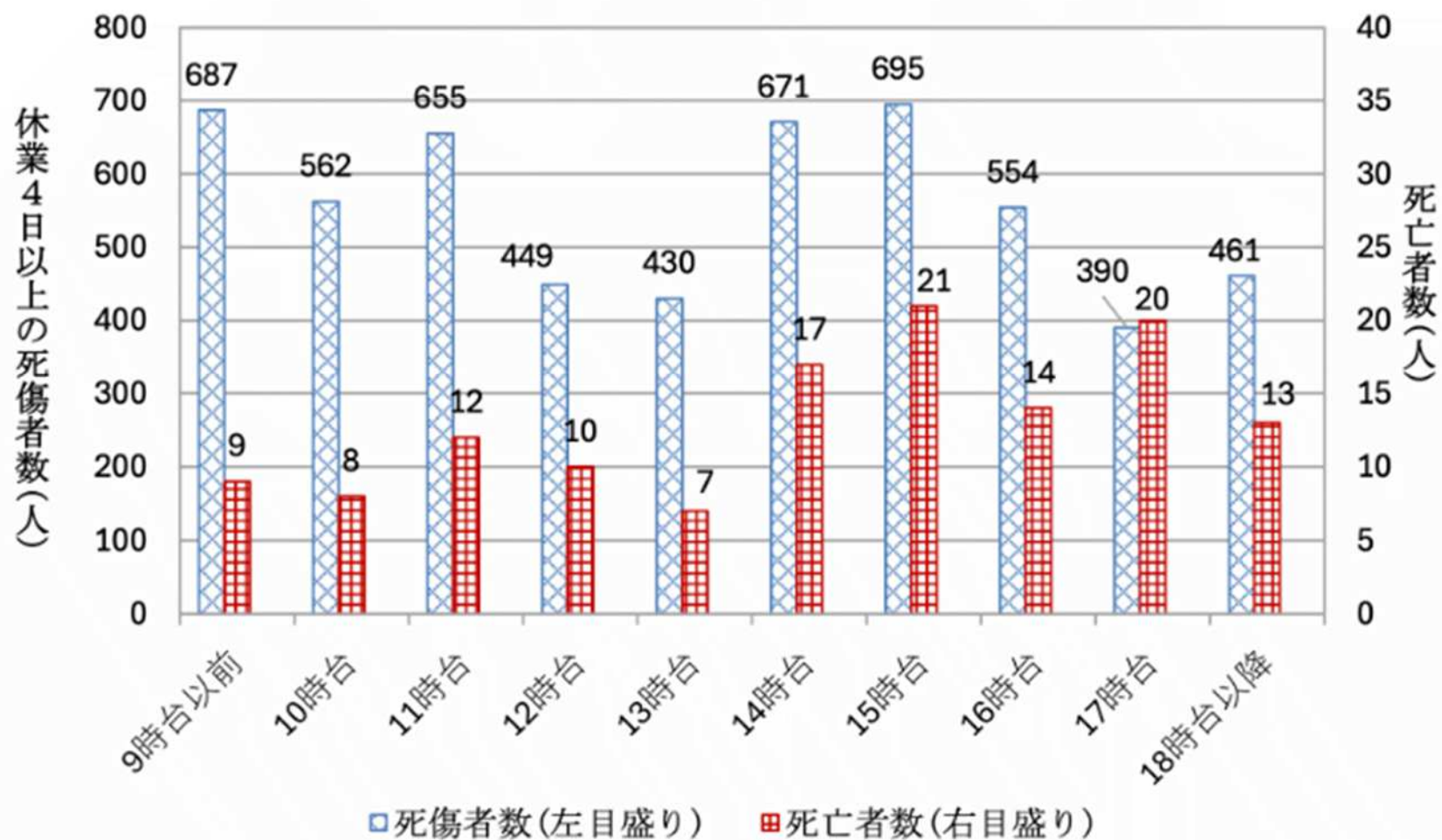
	9時台 以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台 以降	計
2021年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022年	100 (1)	78 (3)	87 (1)	53 (3)	74 (2)	115 (3)	106 (6)	92 (2)	55 (5)	67 (4)	827 (30)
2023年	143 (4)	118 (2)	155 (6)	104 (1)	72 (0)	124 (5)	123 (2)	105 (1)	76 (8)	86 (2)	1,106 (31)
2024年	167 (3)	126 (2)	137 (2)	93 (2)	92 (1)	143 (3)	160 (7)	125 (5)	99 (3)	115 (3)	1,257 (31)
2025年	229 (1)	184 (0)	202 (0)	146 (0)	145 (1)	226 (3)	233 (6)	171 (3)	122 (1)	145 (4)	1,803 (19)
計	687 (9)	562 (8)	655 (12)	449 (10)	430 (7)	671 (17)	695 (21)	554 (14)	390 (20)	461 (13)	5,554 (131)

※ 9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

※ （ ） 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による時間帯別死傷者数（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（2021～2025年）

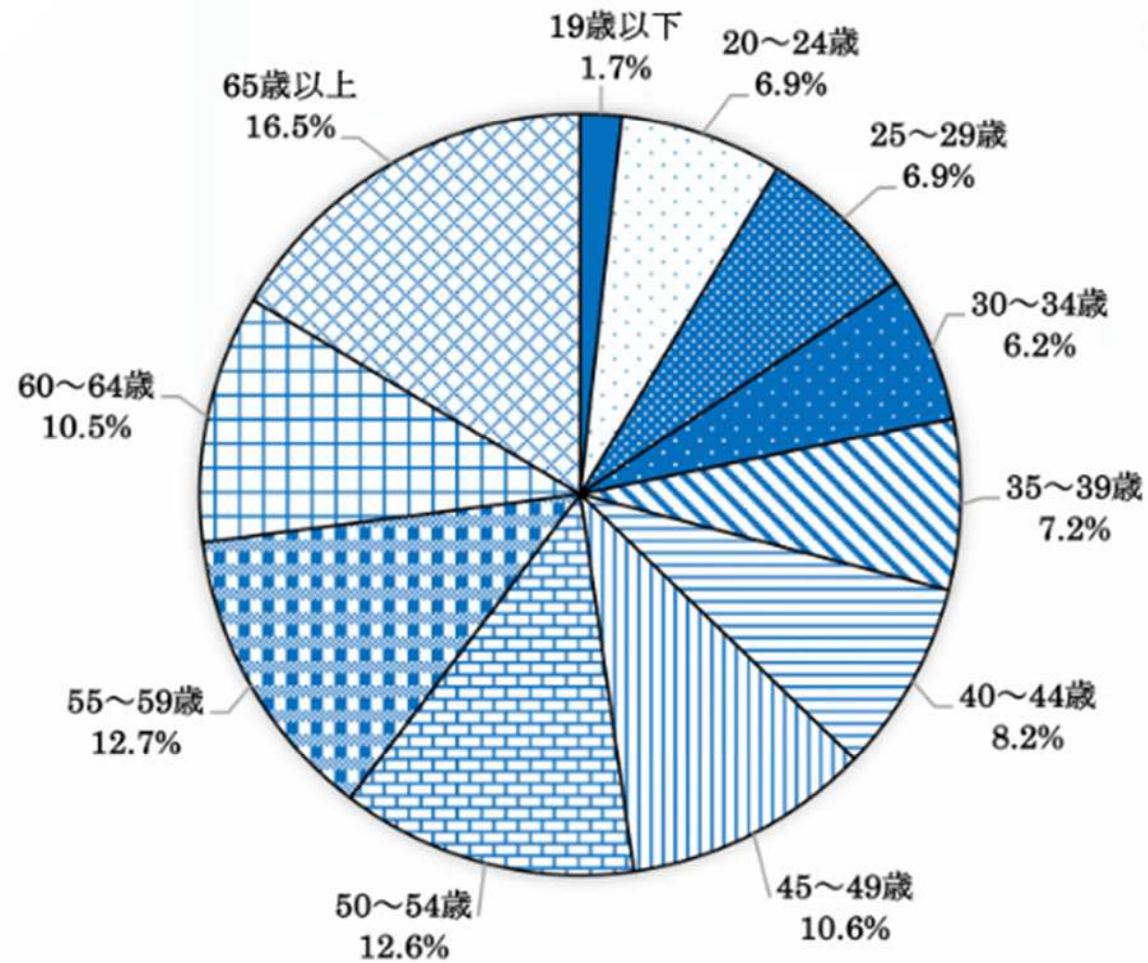
（人）

	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
2021年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	53 (2)	69 (3)	65 (3)	70 (4)	58 (1)	86 (4)	561 (20)
2022年	10 (0)	39 (2)	72 (1)	62 (3)	69 (1)	72 (1)	103 (5)	93 (3)	94 (4)	87 (3)	126 (7)	827 (30)
2023年	20 (0)	80 (2)	71 (2)	48 (0)	88 (1)	90 (6)	122 (1)	136 (4)	133 (4)	120 (4)	198 (7)	1,106 (31)
2024年	17 (0)	68 (1)	89 (0)	70 (0)	88 (1)	105 (4)	113 (4)	164 (3)	177 (8)	139 (3)	227 (7)	1,257 (31)
2025年	38 (0)	151 (0)	129 (0)	123 (0)	121 (0)	133 (1)	179 (2)	241 (5)	229 (4)	181 (3)	278 (4)	1,803 (19)
計	97 (1)	384 (5)	386 (3)	344 (3)	402 (5)	453 (14)	586 (15)	699 (18)	703 (24)	585 (14)	915 (29)	5,554 (131)

※（）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

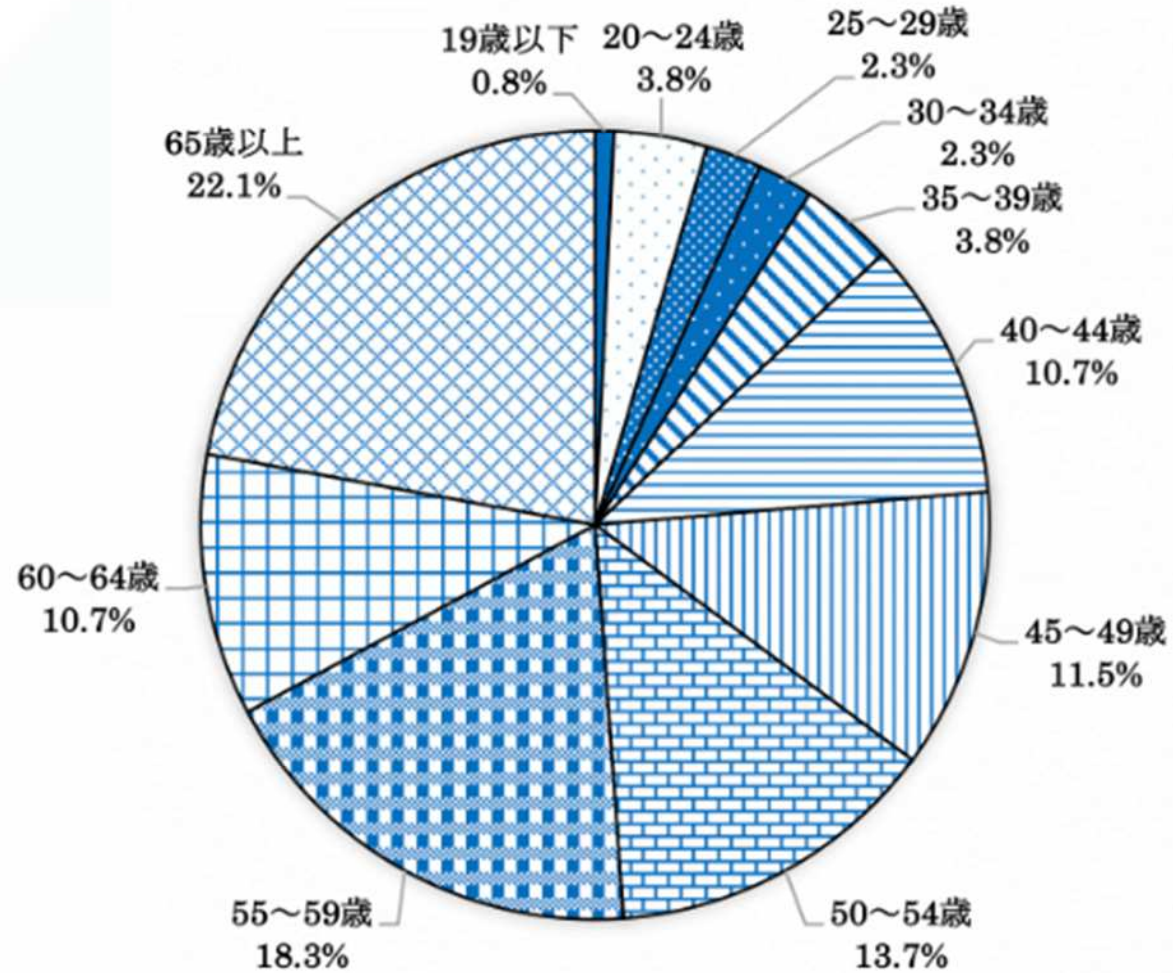
出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による年齢別死傷者数の割合（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

熱中症による年齢別死亡者数の割合（2021～2025年計）



出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

番号	月	業種	年代	性別	被災場所	気温 (注1)	暑さ指数 (WBGT) (注2)	事案の概要
1	6	警備業	70歳代	男性	屋外	34.4℃	30.1℃	被災者は、道路工事の交通誘導の作業が一時中断した際、歩道の木陰で横たわりながら休憩していた。作業再開が伝えられたため、ヘルメットを被ろうとしたところふらついて倒れ、地面に後頭部を打ちつけた。意識はあったものの頭部から出血が止まらない状態であったため、救急搬送されて手術を行ったが、16日後に死亡した。
2	7	産業廃棄物処理業	40歳代	男性	屋外	38.0℃	28.3℃	被災者は、工場内において、ファン付き作業服を着用し不燃ごみのペットボトル選別作業に従事していた。終業前に、清掃作業をするため、屋外において竹ぼうきを使用して掃き掃除した際、意識が朦朧として倒れそうになったところを同僚に助けられ、事務所向かう途中で意識を喪失したため、救急搬送された。搬送先の病院で療養していたが、容態が急変し3か月後に死亡した。
3	7	その他の土石製品製造業	40歳代	男性	屋内	32.7℃	31.7℃	被災者はプラントの屋内で補修作業に従事していた。正午になっても休憩所に戻ってこなかったことから、上司が当該プラントに直接様子を見に行ったところ、意識不明の状態の被災者を発見した。発見後、救急搬送されたが後刻死亡した。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

4	7	警備業	50歳代	男性	屋外	31.3℃	29.4℃	被災者は工事現場において交通誘導に従事していた。13時頃体調に異変を感じたため、現場付近で休憩を取り、14時頃には一度現場に戻った。15時に所定の休憩時間のため作業を離れたが、休憩の15分を経過しても現場に戻らなかった。15時50分頃、現場から約800m離れた路上で倒れているところを通行人により発見され、救急搬送されたが死亡した。
5	7	その他の広告・あっせん業	50歳代	男性	屋外	33.8℃	30.2℃	被災者は新聞の営業を行うため、13時30分から営業エリア内を自転車で移動していた。18時頃、倒れているところを近隣の工事現場の者によって発見され、死亡が確認された。
6	7	機械器具設置工事業	50歳代	男性	屋内	32.5℃	32.0℃	被災者は同僚と共に8時頃から、農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。13時30分頃、被災者の体調が悪そうだったことから、同僚に車の日陰に行って休憩するよう促された。約10分後様子を見に来た同僚に、車の後部で倒れているところを発見され、救急搬送されたが74日後に死亡した。
7	7	農業	50歳代	男性	屋外	34.6℃	31.4℃	被災者は住宅街にある緑地において、午前中から刈られた草を集めてダンプトラックに積み込む作業に従事していた。午後になり、ふらついているところを事業主に発見され、スポーツドリンク等を飲み休憩した。約15分後に様子を見に来た事業主によってトラックに乘せられ、エアコンをつけ休憩していたが、手が痙攣していたことから救急搬送されたものの死亡した。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

8	7	新聞販売業	50歳代	男性	屋外	33.3℃	29.6℃	被災者は13時頃から屋外で新聞の配達業務に従事し、16時頃に業務を終え、徒歩により帰路についた。帰宅経路の途中で被災者が倒れているところを通行人が発見し、救急搬送されたが、死亡した。
9	7	上下水道工事業	60歳代	男性	屋外	28.7℃	25.8℃	被災者は新造する土場に別の土場から資材を運び入れる作業に従事しており、15時40分頃に作業を終えた。被災者には特段次の作業指示は出しておらず、その後の行動は不明であるが、18時頃に別件で当該土場を訪れた専務取締役倒れているところを発見され、意識はあるが会話は困難な状態であったことから救急搬送されたが翌日死亡した。
10	7	鉄道・軌道業	60歳代	男性	屋外	29.4℃	25.7℃	被災者は朝から電車の線路沿いで除草作業に従事していた。昼休憩後しばらくして体調が悪くなったため、上司の指示で冷房が効いた車内で休憩し、一旦体調は復調し、作業に復帰した。勤務終了後、再度、体調が悪くなったため、冷房が効いた休憩室で休憩していたが、上司に意識不明の状態で見られ、救急搬送されたものの、死亡した。
11	7	鉄道車両・同部分品製造業	60歳代	男性	屋外	27.3℃	25.7℃	被災者は、工場内で新幹線の車両の組付けを行う作業に従事していた。作業場を一時離脱して作業場外で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに乗りしようとしたところ、倒れ込み、救急搬送されたものの、3日後に死亡した。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

12	7	農業	60歳代	男性	屋外	35.1℃	33.1℃	被災者は屋外にある農園において、屋外で一人で作業に従事していた。15 時頃、同僚が同農園に倒れている被災者を発見した。到着した救急隊員により、その場で死亡が確認された。
13	7	警備業	70歳代	男性	屋外	32.3℃	29.6℃	被災者は建設現場に警備員として入場し、屋外で一般車両の誘導業務を行っていた。災害発生当日15時頃、被災者がうつ伏せに倒れているところを通行していた一般車両運転手が発見。医療機関に緊急搬送され2ヶ月程入院していたものの死亡した。
14	8	その他の土木 工事業	40歳代	男性	屋外	33.8℃	31.6℃	被災者は道路除草工事において、除草作業補助として道路上の雑草の残りをプロワーで清掃する作業等に従事していた。作業中の15時30分頃に倒れ、救急搬送されたが死亡した。
15	8	一般貨物自動 車運送業	50歳代	男性	屋外	33.6℃	29.2℃	被災者はガソリンスタンドで、17 時 30 分頃からタンクローリーに積載していた燃料油を地下タンクへ移送していた。20 時 00 分頃にガソリンスタンドの従業員が確認したところ、被災者がタンクローリーの上で倒れており、救急車到着時には既に死亡していた。
16	8	病院	60歳代	男性	屋外	35.8℃	31.5℃	被災者は病院敷地内の園庭で、汚水ポンプの清掃作業に従事していた。作業場所から 50m 離れた場所で仰向けに倒れているところを、同僚に発見された。同院にて身体の冷却、点滴等を行い、総合病院に救急搬送したが、翌日死亡した。

出典：職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.go.jp>

17	9	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	50歳代	男性	屋外	34.7℃	31.4℃	被災者は集合住宅の新築工事現場で、解体された壁型枠の材料を上階の同僚に手渡しする作業に従事していた。作業中に床に座り込んでいたところを同僚に発見された。意識はあり、水分補給をしてエアコンがある車内で休んでいたが改善せず、同僚の車で病院へ向かう途中で意識不明となり、救急搬送されたが死亡した。
18	9	燃料小売業	50歳代	男性	屋内	34.6℃	31.0℃	被災者は体調の悪い様子で事務所内の椅子に座していると発見された。その後、救急搬送されたが死亡した。
19	9	道路建設工事業	50歳代	男性	屋外	33.2℃	31.5℃	被災者は道路改良工事現場において、午前中から型枠解体等の屋外作業に従事していた。昼休憩後から行われた現場内の片付け作業時に被災者の姿が見えなくなり、同僚らが被災者を探したところ、15時30分頃に冷房が効いた軽トラックの車内で倒れた状態で発見された。発見後、病院へ救急搬送されたが、2日後に死亡した。

(注1) 現場での気温は、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所等における気温を参考値として用いている。

(注2) WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として用いている。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

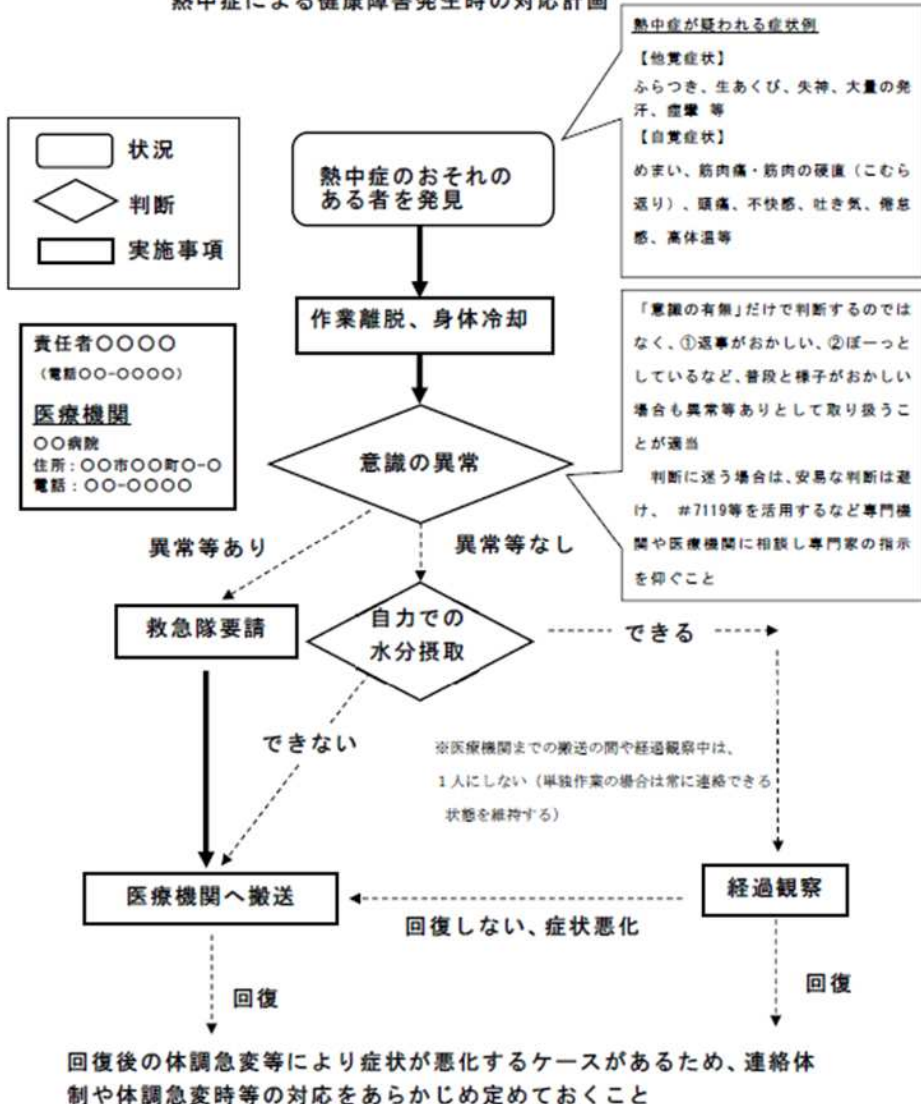
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

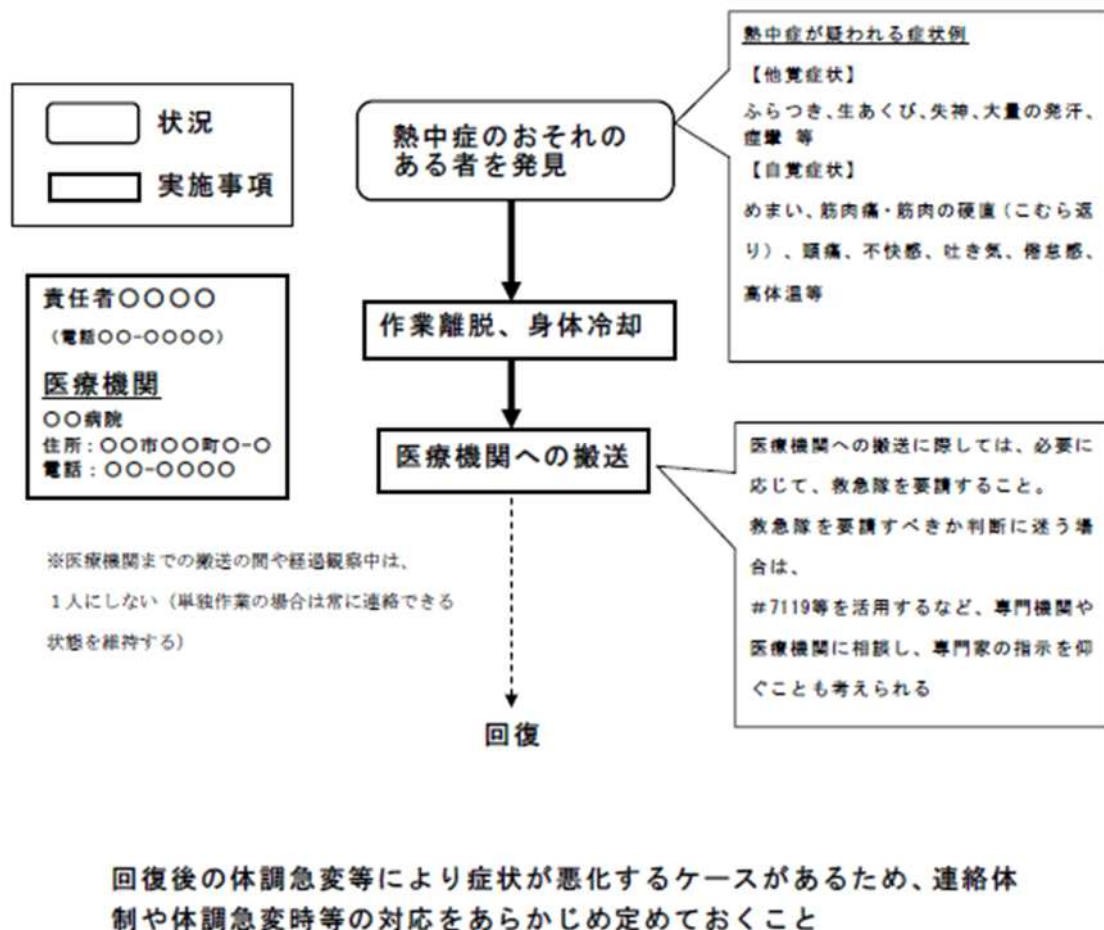
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇〇）
代理 〇〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇〇）

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

6.熱中症対策

[illegible]

6. 熱中症対策

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(暑さ指数)を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ **暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施

☐ **取組**
準備期間に検討した取組を適用

☐ **ブレイク・リング**
作業開始前や休憩時間中に身体体温を下げる

☐ **暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
新規導入業者や休み明け労働者は別途注意すること

☐ **日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

☐ **健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦喫煙 ⑧下痢

☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
高温を継続に行い声をかける、「ハブディ」を貼らせる
各労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導

☐ **異常時の対応**
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周囲が異状を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応
必要に応じて作業を停止し、急病を要する場合は救急車を呼ぶなどにより身体を冷却
異常状態が回復しない場合は速やかに病院に搬送する(搬送に応じて救急車を要請)

重点取組期間 7月 にすべきこと

☐ 暑さ指数の低減結果を再確認し、必要に応じて対策を追加
☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
☐ 水分・塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視頻度を増加
☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
☐ 体調不良の者に異常を察したときは、搬送することなく救急車を要請

6.熱中症対策

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



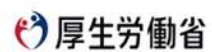
目次	
01 熱中症から命を守る	P4
02 熱中症の基礎知識	P26
03 危険な状況と対策	P12
04 予防法	P30
05 熱中症の発生けり方と応急手当て	P47
06 暑熱害、安全・衛生管理担当者への対策	P63
07 まとめ	P72

CLICK

職場における熱中症予防対策の周知事業

～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されます～

6.熱中症対策



熱中症を防ぐために知っておきたいこと
熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための
情報・資料サイトトップページ

熱中症を防ぎましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら

障害のある方へ

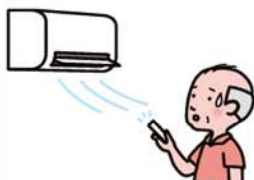
普及啓発用資材
(リーフレット等)



熱中症予防のために

暑さを避ける！

エアコン等で
温度をこまめに調節



遮光カーテン・すだれの
利用、打ち水の実施



外出時には日傘の使用、
帽子の着用



天気のよい日は
日陰の利用、こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす

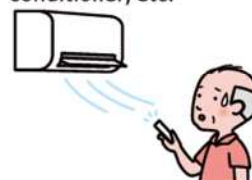


『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

Preventing Heatstroke

Avoid the heat!

Adjust the temperature
frequently with an air
conditioner, etc.



Use of shading curtains,
bamboo screens, and
sprinkling water.



When outdoors, use a
parasol and wear a hat.



On sunny days, stay in
the shade and take a
break frequently.



Wear clothes that
breathe well, absorb
moisture and dry quickly.



Use ice packs, ice, cold
towels, etc. to cool your
body.



When a "Heatstroke Alert" has been issued, avoid going outdoors whenever possible and avoid the heat.

送電線直下の雑木伐採中の作業者が熱中症にかかる



業種		その他
事業場規模		5～15人
機械設備・有害物質の種類(起因物)		高温・低温環境
災害の種類(事故の型)		高温・低温の物との接触
建設業のみ	工事の種類	その他の建設工事
	災害の種類	心不全等
被害者数		死亡者数:1人 不休者数:－ 休業者数:－ 行方不明者数:－
発生要因(物)		
発生要因(人)		
発生要因(管理)		

出典：職場の安全サイト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>

発生状況

この災害は、送電線の直下の雑木伐採作業中、熱中症にかかったものである。

送電線と樹木等との距離は放電等を防止するため、離隔距離が定められている。

被災者が所属する会社は、災害が発生する1週間前から1ヶ月の期間で送電線の直下の雑木伐採作業を請け負っていた。

伐採作業は、チェーンソーと刈払機を用いて、送電線直下に生えている樹木の伐採および下刈りを行うものである。

災害が発生した日、8時30分頃、現場責任者および作業員8名が現場に到着し、朝礼が行われ、現場責任者から伐採および刈払い作業中の作業範囲内への立入禁止などについての安全確認が行われ、各自氷水を入れたペットボトルを携行してそれぞれの作業を開始した。

現場責任者と被災者は、チェーンソーを用いて伐採の作業をそれぞれ開始した。

午前10時に10分間の休憩をとり、12時に昼食の休憩をとり、午後1時から作業が再開された。

午後2時に20分間の休憩をとり、さらに午後3時30分に休憩をとろうとしたところ、被災者が見当たらないので探したところ作業場に倒れている被災者を現場責任者が見つけ、「大丈夫か」と声をかけたところ「大丈夫だ」と応答したが、直ちに、救急車により病院に搬送した。病院に到着後間もなく熱中症による死亡が確認された。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 炎天下でのチェーンソー作業という重筋作業を行っていたこと。
当日の天候は晴れ、15時の気温は27.4℃、作業開始から災害発生時刻までの日照は100%であった。
- 2 作業場所が、日陰のない直射日光の強い場所であり、直射日光を遮るような対策が十分に講じられていなかったこと。
- 3 作業中の発汗が激しく、塩分の補給が不足していたこと。また、用意していた氷水(750ml水筒)の量が十分でなかったこと。
- 4 作業管理が不適切であったため、休憩のほか小休止をとることなく連続作業が継続されていたことにより疲労が蓄積していたものと考えられること。
- 5 炎天下における作業を行うとき、事業者および作業員全員が熱射病の危険に関する認識が欠如していたこと。
- 6 作業員の健康状態を十分把握していなかったこと。
被災者は60才を超える高齢で、約4ヶ月前に雇用された者であるが、雇入れ時の健康診断も実施していない。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 炎天下で作業を行わせるときは、作業場所の近隣に日陰などの涼しい休憩場所を確保し、気温、作業内容、作業員の年齢・健康状態などを考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。
特に、高齢者の1人作業は注意が必要である。
- 2 チェーンソーを使わない他の作業と計画的に組み合わせ、チェーンソーの操作時間は1日2時間以内とし、連続操作時間は10分以内とするなどの作業標準を策定し、作業管理を徹底すること。
- 3 炎天下で作業を行うときは、作業場所にスポーツドリンクを備え付けるなど水分や塩分を容易に補給できるようにすること。
- 4 作業場所に温度計や湿度計を設置し、作業中の温湿度の変化に留意すること。なお、環境温度を総合的に評価する指標を示す測定器の備え付けも効果的であること。
- 5 休憩場所に体温計を備え付け、休憩時間などに体温を測定させることが望ましいこと。
- 6 熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例などについて労働衛生教育を実施すること。

出典：職場の安全サイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>

真夏の木造家屋建築工事現場にて、作業に従事していたところ、休憩中にふらつき、ろれつが回らなくなり、痙攣し始めた



業種		木造家屋建築工事業
事業場規模		1～4人
機械設備・有害物質の種類(起因物)		高温・低温環境
災害の種類(事故の型)		高温・低温の物との接触
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数		死亡者数:1人 不休者数:0人 休業者数:0人 行方不明者数:0人
発生要因(物)		部外的、自然的な不安全な状態
発生要因(人)		職場的原因
発生要因(管理)		不安全な放置

出典：職場の安全サイト
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>

発生状況

被災者は、朝方より木造家屋建築工事現場で家屋の基礎の型枠材の加工、組み立て作業に従事していた。休憩は、1時間に1回（50分労働の後、10分の休憩）、昼休憩は12時から13時まで、午後も1時間に1回の休憩をとっていた。

夕方の休憩時、被災者がふらふらし始めたので、頭に水をかけて冷やした。しかし、その後ろれつが回らなくなり、痙攣を起こしたので、空のポリタンクを枕にして寝かせた。

それでも回復する兆しがなかったので、救急車の出動を要請したが、搬送された後「熱射病による多臓器不全」により死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 高温下での作業であったこと。
- 2 監督者による水分、塩分の摂取量が把握されていなかったこと。
- 3 休憩時間における遮光されている場所がなかったことに加え、被災者の作業衣も保熱し易く、熱中症対策が十分でなかったこと。
- 4 熱中症予防のための指標であるWBGT（Wet-bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）値の測定を行っていなかったこと。
- 5 ろれつが回らない状態である時は、直ちに救急要請を行う等、熱中症に関する安全衛生教育が不十分であったこと。
- 6 元請による作業場所の巡視が、3日に一回程度と少ない頻度であったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 監督者は、水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合は摂取させること。
- 2 作業場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保し、また、冷たいおしぼり等身体を適度に冷やすための、物品及び設備を設けること。
- 3 熱を吸収し、保熱し易い服装は避け、通気性、透湿性の良い服装、及び通気性の良い帽子等を着用させること。
- 4 作業の休止時間、及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること。また、作業の状況に応じ、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避け、作業場所を変更するなどの対策を実施すること。
- 5 熱中症の症状、予防方法、応急処置等について、労働者、作業を管理する者並びに関係請負人に、安全衛生教育を実施すること。
- 6 WBGT予報値、熱中症情報を事前確認のうえ、実際にWBGT値を測定し、身体作業強度の区分に応じた作業となるよう活用すること。14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合は、連続作業時間及び作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等、作業時間の見直しを行うこと。
- 7 監督者の現場巡回回数を増やし、上記の措置を講じること。

交通警備員である被災者は、意識不明の状態で仰向けに倒れているところを発見された



業種	警備業	
事業場規模	100～299人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	高温・低温環境	
災害の種類(事故の型)	高温・低温の物との接触	
被害者数	死亡者数:1人 不休者数:0人	休業者数:0人 行方不明者数:0人
発生要因(物)	部外的、自然的な不安全な状態	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	不安全な放置	

出典：職場の安全サイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>

発生状況

被災者は交通警備員として、道路補修工事現場に配置され、交通誘導業務を行っていた。その際、被災者は、会社の警備員の制服(上下)を着用し、保護帽を被り、交通誘導中も適宜ペットボトルにより水分補給を行っていた。

午後になり交通誘導が不要になったため、被災者は、現場内の跨線橋の桁の日陰で休憩をとるように指示された。

休憩の指示がなされてからほどなく、当該補修工事とは関係のない測量会社の社員が、被災者が休憩をとっていた跨線橋の桁の日陰から当該補修工事場所までの通り道で、仰向けになり、嘔吐し、鼻血を出し、意識不明の状態になっていた被災者を発見した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 熱中症予防のための指標であるWBGT (Wet-bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度) 値の測定を行っていなかったこと。
- 2 体温や体重の変化等、身体の状態を確認していなかったこと。
- 3 被災者の勤務間隔が開いていたにも関わらず、計画的な暑さへの順化期間が設定されていなかったこと。
- 4 氷、冷たいおしぼり、水風呂等の「身体を適度に冷やすことのできる」物品や設備を設けていなかったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業開始時に作業者の健康状態を確認し、体調不良時には、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じること。また、作業者に健康診断における異常所見があれば、医師等の意見に基づく就業上の措置を徹底すること。
- 2 水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合は摂取させること。
- 3 作業中の巡視若しくは同僚間での相互確認を通じ、熱中症の兆候(めまい、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛、不快感、吐き気等)の早期発見に努めること。
- 4 熱を吸収し、保熱し易い服装を避け、通気性、透湿性の良い服装を着用させること。また、直射日光下では、通気性、遮熱性の良い保護帽子等を着用させること。
- 5 WBGT値を測定し、身体作業強度の区分に応じた作業となるよう活用すること。
- 6 休憩場所に体温計や体重計を常備し、必要に応じて身体の状態を確認すること。
- 7 計画的に、暑さへの順化期間(3日から1週間程度)を設けること。
- 8 氷、冷たいおしぼり、水風呂等の「身体を適度に冷やすことのできる」物品や設備を設けるとともに、塩及び飲料水の備え付けを徹底すること。

熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 熱中症特別警戒情報 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組

ホーム ▶ 熱中症対策 > 熱中症の予防方法と対処方法

熱中症警戒アラート

を発表しました [地図を表示]

熱中症対策関連情報

熱中症の予防方法と対処方法
熱中症を予防するには？

熱中症の対処方法（応急処置）
熱中症になってしまったら？

熱中症について学べる動画
熱中症の基礎知識を学べます

指定暑熱避難施設（クーリング
シェルター）・リンク集

◀過去の発表履歴

きょう[6月19日]

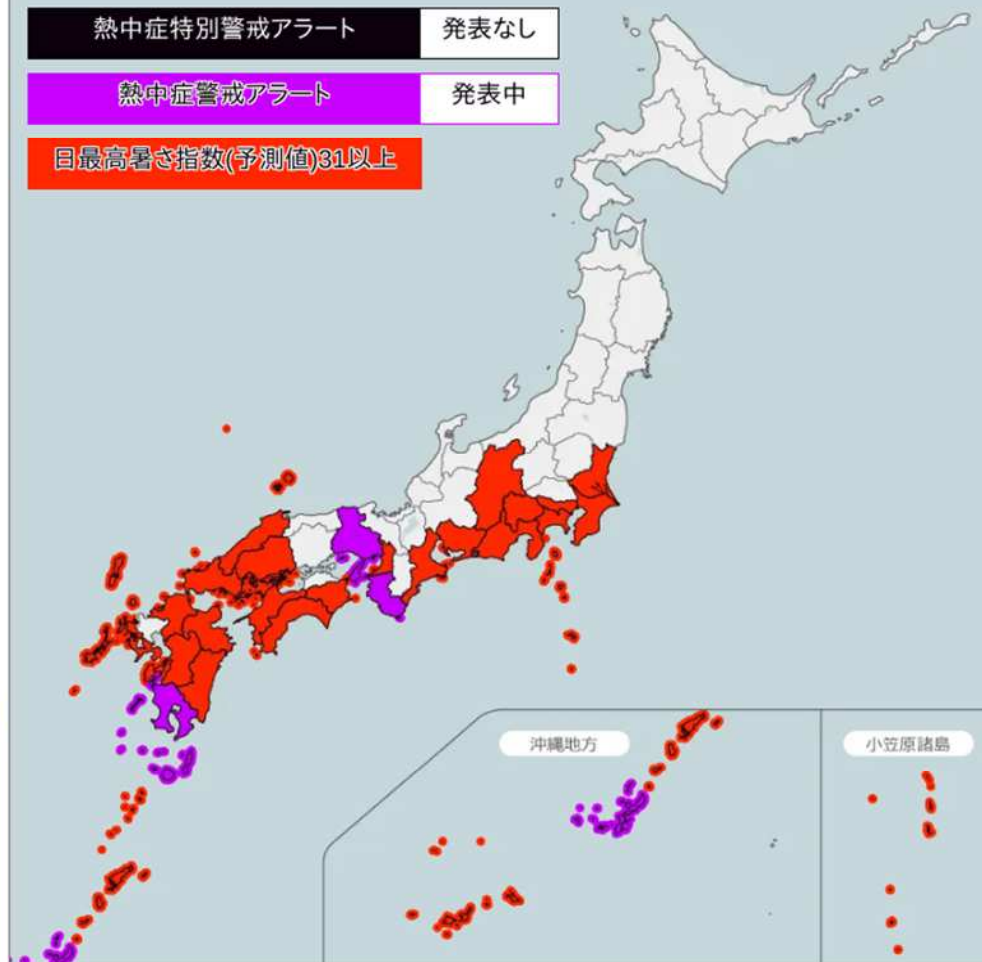
熱中症特別警戒アラート

発表なし

熱中症警戒アラート

発表中

日最高暑さ指数(予測値)31以上



6月19日(木)14時発表

あす[6月20日]



Q7-8 地図の「熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数31以上」の発表時刻と発表条件は？

A7-8

●地図の更新は1日3回です。5時に「きょう」の地図、14時と17時に「あす」の地図を更新します。詳細は以下のとおりです。

		熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート	日最高暑さ指数(予測値)31以上
更新時刻	14時 ※1	発表(翌日地図)	—	更新(翌日地図)
	17時	—	発表(翌日地図)	更新(翌日地図)
	5時 ※2	—	発表(当日地図)	更新(当日地図)
発表条件		都道府県内のすべての地点で、翌日の日最高暑さ指数(予測値)が35に達する場合等	当日・翌日の日最高暑さ指数(予測値)が33に達する地点がある場合	日最高暑さ指数(予測値)が31に達する地点がある場合

※1 14時の更新は、10時時点の予測値を使用して判定します。

※2 17時に発表された熱中症警戒アラートは、5時の発表でも継続されます。

出典：環境省 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>

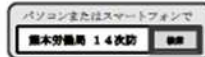
第14次労働災害防止推進計画(14次防)

令和5年度から令和9年度までの5年間で「14次防」として、労働災害防止計画を推進しています。計画の重点事項として、以下の7つの取り組みを行います。裏面にある表は14次防での達成目標を示したものです。各事業場での取り組み率を目標としておりますので、積極的な取り組みをお願いします。

それぞれの取り組みにかかる情報を熊本労働局ホームページで発信しております。下記QRコードから確認ができますので、ぜひご覧ください。

重点事項

- 1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ア 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会環境の整備
 - イ 労働安全衛生におけるDXの推進
- 2) 行動災害の防止対策
- 3) 高齢労働者の労働災害防止対策
- 4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策
- 5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6) 業種別の労働災害防止対策
 - ア 陸上貨物運送業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 製造業対策
 - エ 林業対策
- 7) 労働者の健康確保対策
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働対策
 - ウ 産業保健活動の推進
 - エ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - (1) 化学物質による健康障害防止対策
 - (2) 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - (3) 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - (4) 電離放射線による健康障害防止対策



https://site.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00803.html

厚生労働省 熊本労働局

4. 法改正

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

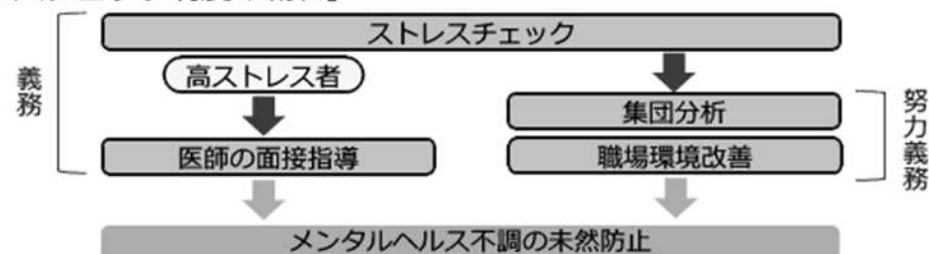
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

ご安全に

